

区民の願いが
区政に届いた

子育て支援が充実します

保育園の待機児童対策が前進!

今年4月の待機児童数は昨年同時期を上回りました。日本共産党区議団は「年度途中でも緊急の対策を」と求めていましたが、第2回定例会では以下の対策実施のための補正予算が可決されました。

- 早稲田南町保育園の分園設置
定員134名/来年4月開設
区立早稲田南町第2アパート跡地を活用
- (仮称)西富久子ども園の分園設置
定員80名/今年11月開設
区立新宿第2保育園跡施設を活用
- 大木戸子ども園の定員拡充
62名/来年4月
- ポピンズナーサリースクール市ヶ谷の定員拡充
30名/来年4月



区立幼稚園のサービス拡大

3歳児保育 来年度から全園実施へ

津久戸・早稲田・余丁町の各幼稚園でも来年度から実施
3歳児クラスの定員拡大 17名→20名

預かり保育(市谷・西戸山) 9月スタート!

来年度から区立幼稚園の預かり保育を本格実施します。
そして今年9月から市谷、西戸山の2園で試行します。

- 対象児童…実施園に在籍する園児
- 定員…1園25人程度
- 保育時間…教育課程終了時間から午後4時30分まで
- 利用要件…就労、出産、入通院、介護、求職、会議参加、心身リフレッシュ等
- 保育料…定額=5,000円 日額=500円
(生活保護世帯、住民税非課税または均等割のみ世帯は免除)
別途、おやつ代100円(日額)
- 職員体制…1園あたり幼稚園教諭資格を持つ職員2人

区議団の新役員体制

団 長 沢田あゆみ
副 団 長 近藤なつ子
幹 事 長 川村のりあき
政 調 会 長 あざみ民栄

各議員の常任委員会と特別委員会の所属

議員名	常任委員会	特別委員会
雨宮たけひこ	総務区民(委員長)	オリンピック・パラリンピック・文化観光等
田中のりひで	文教子ども家庭	防災等安全対策
沢田あゆみ	福祉健康	自治・議会・行財政改革等
近藤なつ子	環境建設	自治・議会・行財政改革等
あべ早苗	福祉健康	防災等安全対策
あざみ民栄	文教子ども家庭(委員長)	オリンピック・パラリンピック・文化観光等
川村のりあき	環境建設	自治・議会・行財政改革等(委員長)
佐藤佳一	総務区民	オリンピック・パラリンピック・文化観光等

★議会運営委員会…田中のりひで・川村のりあき・佐藤佳一



戦争法案(安全保障法案)の廃案を求めて、新宿区議会議員有志が超党派で宣伝。5月22日、6月9日の両日、昼休み時間に区役所前で行った宣伝には、日本共産党のほか、民主党と社民党の区議会議員が参加しました。

戦争法案は廃案に!

超党派で宣伝



各議員は、定例の法律・くらしの相談会を行っています。お気軽にお問合せください。



雨宮たけひこ

左門町12ライジングプラザ5A
電話 090-1544-5088



沢田 あゆみ

西早稲田2-19-1共美ビル101
電話 090-3088-9541



あざみ 民栄

市谷砂土原町3-18
電話 090-1802-4520



川村のりあき

西落合1-32-18
電話 090-9330-9004



佐藤 佳一

北新宿1-6-16-602
電話 090-2641-8431



あべ 早苗

新宿7-16-13
電話 090-4015-8151



近藤 なつ子

戸山1-16-16-310
電話 090-4849-3227



田中のりひで

上落合1-1-15落合パークファミリア302
電話 080-5483-5516

代表質問



川村のりあき議員

区長の政治姿勢について

区内には、防衛省があり自衛隊員が住んでいる。住民の命と安全を守るのは自治体の長の責務。区長は安全保障関連法は廃案にすべきと意思表示せよ。

政府は丁寧な法案審議と説明責任を果たすことが必要と考える。

非正規雇用を拡大する労働者派遣法案改悪に反対すべき。区として労働相談窓口を開設せよ。

労働者派遣法案は国会の審議内容を注視する。区内には労働基準監督署や都の相談窓口がある。指導監督権限が労働基準にあり、区は労働相談窓口を設置しない。

「介護保険」利用者負担増への対応は利用者の利益を守って

今年8月から介護サービス利用者の負担が増えます。①一定所得以上の方の利用料が1割から2割に増えます。②特別養護老人ホーム等の施設やショートステイ利用者の部屋代と食事代は、収入が少ない方は減額されていますが、8月からは一定額以上の預貯金等があれば減額の対象から外されます。

利用料が「2割」負担になることの周知が遅れている。丁寧に説明し、条件次第で限度額を抑える「高額介護サービス費」等の申請手続きを促すべき。

「第6期介護保険計画」の説明会等

で周知し、介護保険証や認定結果通知にチラシ等を同封して送っている。今後は、ケアマネージャーに説明をお願いし、広報等でも周知する。高額サービス費の申請は該当者に個別に通知する。

部屋代・食事代の減額を受ける申請には預貯金残高のコピーや同意書の添付が必要。区民からも疑問が寄せられている問題のある手続きだが、申請しないと4万円以上の負担増になり、虚偽の申告をすると罰則もある。利用者・家族に寄り添い丁寧に説明し、不利益が生じないようにもなく手続きを完了すべき。

期限は6月19日だが、8月中に申請すれば8月1日から有効な認定証を発行する。特養・高齢者総合相談センターの施設長やケアマネージャーに利用者への説明を依頼する予定。

4月から介護報酬が減り、介護事業者は経営困難に陥っている。区は至急実態調査し、必要な支援をすべき。

介護事業者協議会で現場把握に努めている。実態調査も支援も考えていない。

特養ホームの候補地を定め、国有地・公有地を取得又は定期借地の両面で交渉を開始すべき。

特養の土地は民間事業者が取得又は借地すべき。

生活保護の新たな住宅扶助基準適用は本人の希望にそって実施を

政府は、7月から住宅扶助基準を引き下げることを決め、2人世帯が64,000円(5,800円減)になります。また、単身の人が16㎡以下の狭い部屋に住む場合は、広さに応じて上限額を決める「床面積別上限額」が導入されます。

国は、2人世帯なら30㎡以上が望ましいとしているが、64,000円以下の格安物件が市場にどれだけ流通しているか。

区内で住宅扶助基準内で最低居住面

積水準を満たす住宅の流通量は十分なものとして認識していない。

狭くて安全性に問題がある住宅から引っ越したいと希望する方には家賃が基準内でも転居を認めるべき。また、本人同意のない転居強制はすべきでない。

今回の見直しでは、15㎡以下の住宅については基準内の家賃でも転居費用が出ることになった。希望があれば丁寧に聞いて対応する。転居の意思確認はするが、基準を超えた分を生活費から補填するので生活に支障がでかぬない。期限を設けて転居の助言や指導をする。

認可保育園・区立保育園を増やして待機児童解消を

今年4月の待機児童数は、新定義(この保育園にも入れなかった児童)が168名で昨年比16名増、旧定義(認可保育園を希望して入れなかった児童)が326名で昨年比22名減となりました。

4月の待機児童数をどのように受け止めるか。当初予算と6月補正予算で合計778名定員拡大する計画は評価はするが、来年4月の待機児童数はゼロになるのか。

定員拡大しても待機児童が増加し、課題の厳しさを認識している。四谷・笹塚・櫻町地域で就学前児童数が大幅に増え、予定していた認可保育所の開設が遅れたことが影響した。予算を許さない状況だが、ゼロを目指して努力する。

来年4月予定の4カ所の認可保育所開設は確実か。

4月までに4カ所開設できないなら区立保育園を増設すべき。物件確保が厳しく、保育士不足もあり事業者が手を上げないと言われている。

今のところ正式に決定したところはない。区立園では定員拡大をしてきた。四谷・笹塚地域は賃料が高くて採算がとれないという事情があり、補正予算で賃料補助制度を新設した。

旧市ヶ谷商業高校跡地に保育園増設

を判断をし、直ちに都に取得の意向を示すべき。都に打診したが、今後活用を検討するので、現段階では要望は受けられないと回答してきた。

6年生までの希望者が行けるよう児童クラブを整備拡充せよ

4月から児童クラブ利用対象を小学6年生まで広げましたが、4月1日現在、区立・私立の合計定員1465人にに対し1512人が在籍。内3年生までが1435人で、4・6年生の新たな利用は56人だけでした。

区は「放課後子どもひろば」に誘導することを狙い、「子ども・子育て支援事業計画」の児童クラブ利用量を少なく見込んだ。「計画」の見込み量を見直すべき。

「はじめて日が浅く、評価を下す段階でない。見込み量は見直す必要があるが、確保方針はアンケートや今後の動向をみて検討していく。」

4・6年生で70人も待機児童が発生した。低学年だけでオーバーしているクラブが27カ所中16カ所あり、諦める傾向もある。潜在需要はもっとある。4年生以上の待機児童数についてどのように考えるか。

夏休み前に、待機している児童にアンケート調査をする。

千代田・港・文京は定員を増やす計画なのに、新宿区は消極的だ。条例改正して対象を拡大したのだから、新たな児童クラブを増設すべき。

児童クラブ・放課後子どもひろばの利用動向を見ながら、必要に応じて確保方針も見直す。

一般質問



佐藤佳一議員

空き家解消のネックになっているのが除却費用。足立区は、解体除却費用を耐震化率の向上の観点から10分の9、100万円を限度に助成。区も除却費用の助成を。

特措法により、除却されない空き家は固定資産税の減免がなくなるから除却が進むと考える。現時点で費用の助成は考えていない。

更地になると固定資産税が最大6倍になるが、更地にしても一定期間は軽減措置を継続するよう国に求める検討はどうか。また、解体後の土地活用情報を周知すべき。

「検討」に関しては国の動向を注視してきた。情報周知は、宅建協会新宿支部の不動産取引相談等を案内して対応する。

世田谷区は、空き家を地域貢献に活用する目的で相談窓口を開設し成果を上げている。区も相談窓口を設け、有効活用を推進すべき。

今後実施予定の実態調査の結果を分析し、効果的な有効活用について検討する。

「空き家対策特別措置法」が施行され、所有者に解体や修繕などを勧告・命令できるようになり、行政執行も可能になりました。

「新宿区空き家条例」制定から1年7ヶ月の間に47件の相談が寄せられました。内14件が調査段階で解決するなど成果があがっていますが、さらなる充実を求めて質問しました。

特措法に基づいて空き家の実態調査を行い、空き家対策計画を策定すべき。

法施行を受け、空き家対策等計画策定と実態調査を検討している。

区民の声を反映する区政をめざして、日本共産党新宿区議団はがんばります!

ホームページ <http://www.jcp-shinjuku.com>
各区議のホームページやEメールも
区議団のホームページのリンクからご覧になれます。



ホームページのQRコード